

太陽入所者利用料金表

平成 30 年 4 月 1 日施行

①利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。居住費、食費については、負担限度額認定の対象となりますので、詳しくは、支援相談員までご相談下さい。

①利用料金（負担割合 1 割の場合）

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要介護 1	多床室	771 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	2,996 円/日
	個室	698 円/日	1,640 円/日			4,193 円/日
要介護 2	多床室	819 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,044 円/日
	個室	743 円/日	1,640 円/日			4,238 円/日
要介護 3	多床室	880 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,105 円/日
	個室	804 円/日	1,640 円/日			4,299 円/日
要介護 4	多床室	931 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,156 円/日
	個室	856 円/日	1,640 円/日			4,351 円/日
要介護 5	多床室	984 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,209 円/日
	個室	907 円/日	1,640 円/日			4,402 円/日

①利用料金（負担割合 2 割の場合） ※平成 27 年 8 月 1 日より

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要介護 1	多床室	1,542 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,767 円/日
	個室	1,396 円/日	1,640 円/日			4,891 円/日
要介護 2	多床室	1,638 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,863 円/日
	個室	1,486 円/日	1,640 円/日			4,981 円/日
要介護 3	多床室	1,760 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,985 円/日
	個室	1,608 円/日	1,640 円/日			5,103 円/日
要介護 4	多床室	1,862 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	4,087 円/日
	個室	1,712 円/日	1,640 円/日			5,207 円/日
要介護 5	多床室	1,968 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	4,193 円/日
	個室	1,814 円/日	1,640 円/日			5,309 円/日

※ご利用者様のご希望を確認したうえで提供させていただきます。

（ 食費の詳細 朝食 440円 昼食 580円 夕食 580円 ）

②加算料金（※負担割合 2 割の場合は、その倍額となります）

加算等	日額（負担割合 1 割の場合）	内 容
サービス提供体制 強化加算 I	1 8 円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 6 0 % 以上の場合に算定
介護職員処遇改善 加算 II		厚生労働大臣が定める基準により所定の金額の合計に 2 9 / 1 0 0 0 を乗じて算定
夜勤職員配置加算	2 4 円／日	入所者数に対して、職員の配置基準を満たしている場合に算定
栄養マネジメント 加算	1 4 円／日	多職種が協同して栄養状態を把握し、摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成した場合に算定
褥瘡マネジメント 加算	1 0 円／月	入所者の褥瘡発生を予防するため、入所者全員に定期的な評価を実施し、かつ発生リスクがある利用者に対し、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施した場合に算定（3 月に 1 回を限度）
初期加算	3 0 円／日	入所された日から 3 0 日間に限り算定
認知症ケア加算	7 6 円／日	日常生活に支障を来すような症状・行動がある方、又は意思疎通が困難とされる方に対し、認知症専門棟での支援を行った場合に算定
認知症専門ケア 加算（1）	3 円／日	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定
療養食加算	6 円／回	治療手段として、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に算定（1 日 3 食を限度とし、1 食を 1 回として算定）
低栄養リスク改善 加算	3 0 0 円／月	低栄養リスクの高い利用者に対し、定期的に食事の観察を行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行った場合に算定（6 か月以内を限度）
再入所時栄養連携 加算	4 0 0 円／回	入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食）に、当施設管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定（1 回を限度）
経口移行加算	2 8 円／日	経管栄養から経口栄養へ移行しようとする場合、多職種が共同して栄養管理等を行った場合に算定
経口維持加算 I	4 0 0 円／月	経口摂取しているが、摂食機能障害や誤嚥を有する方が対象。医師他、多職種が共同して、栄養管理をするための観察、会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成している場合に算定
短期集中リハビリ 実施加算	2 4 0 円／日	医師の指示のもと、理学療法士等が短期集中的なリハビリを個別に行った場合に算定（入所後 3 ヶ月・週 3 回以上・2 0 分）
認知症短期集中 リハビリ実施加算	2 4 0 円／日	医師の指示のもと、理学療法士等が生活機能の改善を目的として集中的なリハビリを個別に行った場合に算定（3 ヶ月間・週 3 回を限度・2 0 分）
若年性認知症利用者 受入加算	1 2 0 円／回	若年性認知症の方に対し個別に担当者を定め本人や家族の特性・希望に応じた介護サービスを提供した場合に算定

認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200円/日	医師が認知症行動・心理症状を認め、緊急に入所サービスを利用した場合に算定（7日を限度）
口腔衛生管理体制 加算	30円/月	歯科医師、歯科衛生士により口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受け、その指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成した場合に算定
ターミナルケア加算 （死亡日）	1,650円/日	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、入所者、家族の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成され、それに基づき医師・看護師・介護職員が協同して状態を随時説明し同意を得ながら、ターミナルケアを行った場合に算定 他医療機関等で死亡し、施設を退所した月と死亡月が異なる場合は、死亡月に算定することになる
ターミナルケア加算 （死亡日の前日及び 前々日）	820円/日	
ターミナルケア加算 （死亡日以前4～30日 以下）	160円/日	
在宅復帰・在宅療養支 援機能加算（1）	34円/日	平均入所日数、過去6月における退所者状況が算定基準を満たし、かつ退所後施設職員が居宅へ訪問、または情報等で確認記録している施設体制の場合算定
緊急時施設療養費	511円/日	救命救急医療が必要となる方に対し応急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定
所定疾患施設療養費 （1）	235円/日	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症し、施設内にて投薬・注射・処置等を行った場合に算定（7日/月を限度）
所定疾患施設療養費 （2）	475円/日	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症し、当施設で行うことができない専門的な検査が必要な場合に医療機関と連携し検査等を行い、施設内にて投薬・注射・処置等を行った場合に算定（7日/月を限度）
外泊時費用	362円/日	外泊期間中、居室が確保されている場合に算定 （1ヶ月に6日を限度・外泊初日、最終日は含まない）
在宅サービスを利用 したときの費用	800円/日	入所者が自宅へ外泊時に、当施設より提供される在宅サービスを利用した場合に算定（1月に6日を限度）
入所前後訪問指導 加算（1）	450円/回	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に施設職員が居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導 加算（2）	480円/回	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に施設職員が居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所前連携加算	500円/回	1ヶ月以上入所した方が自宅に退所する場合、多職種が協同して居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後に必要な在宅サービスの調整を行った場合に算定（1回限り）
退所時情報提供 加算	500円/回	自宅に退所する場合、退所後の主治医に対し、診療情報を提供した場合に算定
排せつ支援加算	100円/月	排泄に介護を要する利用者で、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる利用者に対し、原因の分析を行い、多職種が協働し支援計画をたて、計画に基づき支援を実施した場合に算定
かかりつけ医連携 薬剤調整加算	125円/日	6種類以上の内服薬が処方されている利用者に対し、退所時又は退所後1月以内に当施設医師と入所者の主治医が共同し、内服薬を1種類以上減少させた場合に算定（1回を限度）

地域連携診療計画 情報提供加算	300円/日	地域連携診療計画に係る医療機関から入所し、入所者の同意を得て退院した医療機関へ入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に算定
電気代	50円/日	テレビ、電気毛布などの電化製品を施設に持込み利用された場合に算定 (1点につき)
洗濯乾燥代	実 費	依頼された場合 〈業者委託〉 (3,240円/月 20日未満は162円/日)
理美容代	実 費	利用された場合 〈業者委託〉 (カット1,800円/回 丸刈り800円/回)
手芸材料代	実 費	作業療法等で作品を作成され、持ち帰られた場合に実費をいただきます

太陽短期入所者利用料金表

(介護予防短期入所療養介護)

平成 30 年 4 月 1 日施行

①利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。居住費、食費については、負担限度額認定の対象となりますので、詳しくは、支援相談員までご相談下さい。

①短期入所利用料金（負担割合 1 割の場合）

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要支援 1	多床室	611 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	2,836 円/日
	個室	578 円/日	1,640 円/日			4,073 円/日
要支援 2	多床室	765 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	2,990 円/日
	個室	719 円/日	1,640 円/日			4,214 円/日
要介護 1	多床室	826 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,051 円/日
	個室	753 円/日	1,640 円/日			4,248 円/日
要介護 2	多床室	874 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,099 円/日
	個室	798 円/日	1,640 円/日			4,293 円/日
要介護 3	多床室	935 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,160 円/日
	個室	859 円/日	1,640 円/日			4,354 円/日
要介護 4	多床室	986 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,211 円/日
	個室	911 円/日	1,640 円/日			4,406 円/日
要介護 5	多床室	1,039 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,264 円/日
	個室	962 円/日	1,640 円/日			4,457 円/日

①短期入所利用料金（負担割合 2 割の場合）平成 27 年 8 月 1 日より

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要支援 1	多床室	1,222 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,447 円/日
	個室	1,156 円/日	1,640 円/日			4,651 円/日
要支援 2	多床室	1,530 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,755 円/日
	個室	1,438 円/日	1,640 円/日			4,933 円/日

要介護 1	多床室	1,652 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,877 円/日
	個室	1,506 円/日	1,640 円/日			5,001 円/日
要介護 2	多床室	1,748 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	3,973 円/日
	個室	1,596 円/日	1,640 円/日			5,091 円/日
要介護 3	多床室	1,870 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	4,095 円/日
	個室	1,718 円/日	1,640 円/日			5,213 円/日
要介護 4	多床室	1,972 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	4,197 円/日
	個室	1,822 円/日	1,640 円/日			5,317 円/日
要介護 5	多床室	2,078 円/日	370 円/日	1,600 円/日	255 円/日	4,303 円/日
	個室	1,924 円/日	1,640 円/日			5,419 円/日

※ご利用者等のご希望を確認したうえで提供させていただきます。

(食費の詳細 朝食 440 円 昼食 580 円 夕食 580 円)

②短期入所加算料金（負担割合 2 割の場合はその倍額となります）

加算等	日 額 (1 割の場合)	内 容
サービス提供体制強化加算 I	18 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上の場合に算定
夜勤職員配置加算	24 円/日	入所者数に対して、職員の配置基準を満たしている場合に算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	34 円/日	平均入所日数、過去 6 月における退所者状況が算定基準を満たし、かつ退所後施設職員が居宅へ訪問、または情報等で確認記録している施設体制の場合算定
介護職員処遇改善加算 II		厚生労働大臣が定める基準により所定金額に 29/1000 を乗じて算定
個別リハビリテーション実施加算	240 円/日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1 日 20 分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定
緊急短期入所受入加算	90 円/日	利用者の状況や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所を受けることが必要と認め、緊急に短期入所サービスを提供した場合に算定（利用日から 7 日を限度）
重度療養管理加算	120 円/日	要介護 4・要介護 5 の利用者に関し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定
認知症ケア加算	76 円/日	日常生活に支障をきたすような症状・行動がある方、又は意思疎通が困難とされる方に対し、認知症専門棟での支援を行った場合に算定
認知症専門ケア加算 I	3 円/日	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定

送迎加算	184円/回	利用者の状態、家族との事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる方に対し、居宅と施設との間の送迎を行った場合に算定(片道につき)
療養食加算	8円/回	治療手段として、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に算定(1日3食を限度とし、1食を1回として算定)
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	200円/日	認知症による妄想、幻覚、興奮、暴言等があり、医師が緊急に短期入所療養介護を利用する事が適当と判断した方を受入れた場合に算定(7日を上限)
若年性認知症利用 者受入加算	120円/回	若年性認知症の方に対し個別に担当者を定め本人や家族の特性・希望に応じた介護サービスを提供した場合に算定
緊急時治療管理1	511円/日	救命救急医療が必要となる方に対し応急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置を行った場合に算定
電気代	50円/日	テレビ、電気毛布などの電化製品を施設に持込み利用された場合に算定(1点につき)
洗濯乾燥代	実 費	依頼された場合 〈業者委託〉 (3,240円/月 20日未満は162円/日)
理美容代	実 費	利用された場合 〈業者委託〉 (カット1,800円/回 丸刈り800円/回)

太陽通所リハビリテーション利用料金表

平成30年4月1日施行

- ① 利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。詳しくは通所リハビリテーション担当者へお尋ねください。

①利用料金

- (4時間以上5時間未満/1日あたり) ※負担割合1割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	508円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,138円/日
要介護2	595円/日			1,225円/日
要介護3	681円/日			1,311円/日
要介護4	791円/日			1,421円/日
要介護5	900円/日			1,530円/日

- (4時間以上5時間未満/1日あたり) ※負担割合2割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	1,016円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,646円/日
要介護2	1,190円/日			1,820円/日
要介護3	1,362円/日			1,992円/日
要介護4	1,582円/日			2,212円/日
要介護5	1,800円/日			2,430円/日

(朝食 440円 夕食 580円)

- (5時間以上6時間未満/1日あたり) ※負担割合1割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	576円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,206円/日
要介護2	688円/日			1,318円/日
要介護3	799円/日			1,429円/日
要介護4	930円/日			1,560円/日
要介護5	1,060円/日			1,690円/日

□（5時間以上6時間未満／1日あたり）※負担割合2割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	1,152円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,782円/日
要介護2	1,376円/日			2,006円/日
要介護3	1,598円/日			2,228円/日
要介護4	1,860円/日			2,490円/日
要介護5	2,120円/日			2,750円/日

(朝食 440円 夕食 580円)

○（6時間以上7時間未満／1日あたり）※負担割合1割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	667円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,297円/日
要介護2	797円/日			1,427円/日
要介護3	924円/日			1,554円/日
要介護4	1,076円/日			1,706円/日
要介護5	1,225円/日			1,855円/日

○（6時間以上7時間未満／1日あたり）※負担割合2割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	1,334円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,964円/日
要介護2	1,594円/日			2,224円/日
要介護3	1,848円/日			2,478円/日
要介護4	2,152円/日			2,782円/日
要介護5	2,450円/日			3,080円/日

(朝食 440円 夕食 580円)

□（7時間以上8時間未満／1日あたり）※要相談になります。 ※負担割合1割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	712円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	1,342円/日
要介護2	849円/日			1,479円/日
要介護3	988円/日			1,618円/日
要介護4	1,151円/日			1,781円/日
要介護5	1,310円/日			1,940円/日

□（7時間以上8時間未満／1日あたり）※要相談になります。 ※負担割合2割の場合

要介護区分	サービス費	入浴加算	食費	合計
要介護1	1,424円/日	50円/日	580円 (昼食のみの場合)	2,054円/日
要介護2	1,698円/日			2,328円/日
要介護3	1,976円/日			2,606円/日
要介護4	2,302円/日			2,932円/日
要介護5	2,620円/日			3,250円/日

(朝食 440円 夕食 580円)

②加算料金（※負担割合2割の場合はその倍額になります）

加算等	日額（負担割合1割の場合）	内 容
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上の場合に算定
リハビリテーション提供体制加算	16円/回	リハビリテーションマネジメント加算（1）～（3）までのいずれかを算定し、リハビリ職員の合計数が、通所リハビリテーション利用者に対し2名以上である場合に算定。（4時間以上5時間未満）
リハビリテーション提供体制加算	20円/回	リハビリテーションマネジメント加算（1）～（3）までのいずれかを算定し、リハビリ職員の合計数が、通所リハビリテーション利用者に対し2名以上である場合に算定。（5時間以上6時間未満）
リハビリテーション提供体制加算	24円/回	リハビリテーションマネジメント加算（1）～（3）までのいずれかを算定し、リハビリ職員の合計数が、通所リハビリテーション利用者に対し2名以上である場合に算定。（6時間以上7時間未満）
リハビリテーション提供体制加算	28円/回	リハビリテーションマネジメント加算（1）～（3）までのいずれかを算定し、リハビリ職員の合計数が、通所リハビリテーション利用者に対し2名以上である場合に算定。（7時間以上）
介護職員処遇改善加算Ⅱ		厚生労働大臣が定める基準により所定金額に34/1000を乗じて加算
中重度者ケア体制加算	20円/日	看護、介護職員数が配置基準数より1名以上加配し、利用者総数のうち要介護3以上の占める割合が30%以上
リハビリマネジメント加算（1）	330円/月	医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行った場合に算定。また、1月に4回以上利用通所者にリハビリ実施計画をし、新規利用者にはリハビリ職員が1ヶ月以内に居宅訪問し、診察、検査等を行っている場合に算定。

リハビリマネジメント加算（２）	８５０円／月	<p>通所リハビリ開始後６月以内の場合、以下の要件で算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行う * リハビリ会議（１か月に一度）を開催し、その情報を多職種で共有し利用者の変化に応じ計画書を見直している。 * 通所リハビリ計画書はリハビリ職員が、利用者又は家族へ説明し同意を得る。 * リハビリ職員は、その居宅を訪問し日常生活上の留意点を助言する
リハビリマネジメント加算（２）	５３０円／月	<p>通所リハビリ開始後６月超えた場合、以下の要件で算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行う * リハビリ会議（３か月に一度）を開催し、その情報を多職種で共有し利用者の変化に応じ計画書を見直している。 * 通所リハビリ計画書はリハビリ職員が、利用者又は家族へ説明し同意を得る。 * リハビリ職員は、その居宅を訪問し日常生活上の留意点を助言する。
リハビリマネジメント加算（３）	１，１２０円／月	<p>通所リハビリ開始後６月以内の場合、以下の要件で算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行う * リハビリ会議（１か月に一度）を開催し、その情報を多職種で共有し利用者の変化に応じ計画書を見直している。 * 通所リハビリ計画書は医師が、利用者又は家族へ説明し同意を得る。 * リハビリ職員は、その居宅を訪問し日常生活上の留意点を助言する
リハビリマネジメント加算（３）	８００円／月	<p>通所リハビリ開始後６月超えた場合、以下の要件で算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行う * リハビリ会議（３か月に一度）を開催し、その情報を多職種で共有し利用者の変化に応じ計画書を見直している。 * 通所リハビリ計画書は医師が、利用者又は家族へ説明し同意を得る。 * リハビリ職員は、その居宅を訪問し日常生活上の留意点を助言する。
短期集中リハビリ実施加算	１１０円／日	<p>リハビリマネジメントを算定し、退院（所）日または認定日から３月以内に医師または医師の指示をうけた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行う場合に算定</p>
生活行為向上リハビリテーション実施加算	２，０００円／月	<p>リハビリマネジメント（２）を算定し、専門的な知識を有するリハビリ職員を配置し、生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し開始月より３月以内に地域支援事業等への参加となった場合に算定（但し、当該加算を算定後、通所リハビリテーションを継続して利用した場合は翌月から６か月間に限り１００分の１５に相当する金額を減算する）</p>

生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,000円 ／月	リハビリマネジメント（２）を算定し、専門的な知識を有するリハビリ職員を配置し、生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し開始日より3月を超え6月以内に地域支援事業等への参加となった場合に算定（但し、当該加算を算定後、通所リハビリテーションを継続して利用した場合は翌月から6か月間に限り100分の15に相当する金額を減算する）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（１）	240円／日	リハビリマネジメント（１）を算定し、退院（所）日または認定日から3月以内に医師または医師の指示をうけた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行う場合に算定
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（２）	1,920円 ／月	リハビリマネジメント（２）を算定し、退院（所）日または認定日から3月以内に医師または医師の指示をうけた理学療法士等が集中的な個別リハビリテーションを行う場合に算定
8時間以上 9時間未満	50円／回	延長サービス
9時間以上 10時間未満	100円／回	延長サービス
入浴介助加算	50円／日	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届出当該基準による入浴介助を行った場合に算定
重度療養管理加算	100円／日	要介護3・要介護4・要介護5の利用者であって、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	60円／回	若年性認知症の方に対し通所リハビリテーションサービスを提供した場合に算定
栄養改善加算	150円／回	管理栄養士を1名配置し、栄養計画の作成、栄養状態の記録、定期的な評価を行った場合に算定
栄養スクリーニング加算	5円／回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算	150円／日	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者へ個別に口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導または実施の場合に算定
送迎しない場合	-47円／回	事業所が送迎を実施しない場合、片道につき算定
手芸材料代	実 費	作業療法等で作品を作成され、持ち帰られた場合に実費をいただきます

太陽介護予防通所リハビリテーション利用料金表

平成30年4月1日施行

① 利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。詳しくは通所リハビリテーション担当者へお尋ねください。

①利用料金(※利用負担割合1割の場合)

要支援区分	サービス費	サービス提供体制強化加算	合計
要支援1	1,712円/月	72円/月	1,784円/月
要支援2	3,615円/月	144円/月	3,759円/月

①利用料金(※利用負担割合2割の場合)

要支援区分	サービス費	サービス提供体制強化加算	合計
要支援1	3,424円/月	144円/月	3,568円/月
要支援2	7,230円/月	288円/月	7,518円/月

②加算料金(※負担割合2割の場合、その倍額になります。)

加算等	日額(負担割合1割の場合)	内 容
介護職員処遇改善加算Ⅱ		厚生労働大臣が定める基準により所定金額に34/1000を乗じて加算
リハビリマネジメント加算	330円/月	医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行い、かつリハビリ職員が介護支援専門員を通じて、通所リハビリ職員に日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	若年性認知症利用者が介護予防通所リハビリテーションを受けた場合に算定
運動機能向上加算	225円/月	利用者の運動器の機能向上を目的とした個別に実施されるリハビリテーション
栄養改善加算	150円/月	管理栄養士を1名配置し、個別に行われる栄養管理
栄養スクリーニング加算	5円/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定(6月に1回を限度)
口腔機能向上加算	150円/月	利用者の口腔機能向上のため口腔清掃、摂食及び嚥下機能に関する訓練の実施、指導等

生活行為向上リハビリ実施加算	900円/月	リハビリマネジメント加算を算定し、専門的な知識を有するリハビリ職員を配置し、生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し開始月より3月以内に地域支援事業等への参加となった場合に算定（但し、当該加算を算定後、通所リハビリテーションを継続して利用した場合は翌月から6か月間に限り100分の15に相当する金額を減算する）
生活行為向上リハビリ実施加算	450円/月	リハビリマネジメント加算を算定し、専門的な知識を有するリハビリ職員を配置し、生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し開始月より3月超え6月以内に地域支援事業等への参加となった場合に算定（但し、当該加算を算定後、通所リハビリテーションを継続して利用した場合は翌月から6か月間に限り100分の15に相当する金額を減算する）
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480円/月	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上加算のうち2つのサービスを受けた場合
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700円/月	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上加算すべてのサービスを受けた場合
事業所評価加算	120円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に算定

太陽訪問リハビリテーション 料金表

平成30年4月施行

① 利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。詳しくは訪問リハビリテーション担当者へお尋ねください。

① 利用料金	負担割合		
	1割	2割	
基本料金	290円	580円	20分1回の場合
	580円	1,160円	40分の場合
	870円	1,740円	1時間の場合

②加算料金(※負担割合2割の場合は、その倍額となります)

リハビリテーションマネジメント加算(1)	230円	医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行い、かつ訪問リハビリテーション計画書を作成し、定期的に評価・見直しを実施した場合(1月に1回算定)
リハビリテーションマネジメント加算(2)	280円	*3か月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、計画書を作成。 *リハビリ計画書は、リハビリ職員が利用者又は家族へ説明し同意を得る。 *専門的な見地から他職種への指導、助言を行った場合に算定。(1月に1回算定)
リハビリテーションマネジメント加算(3)	320円	*3か月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、計画書を作成。 *リハビリ計画書は、医師が利用者又は家族へ説明し同意を得る。 *専門的な見地から他職種への指導、助言を行った場合に算定。(1月に1回算定)
短期集中リハビリテーション実施加算	200円	退院(所)日、または認定日より3か月以内 リハビリマネジメント加算Ⅰ又はⅡを算定している場合
サービス提供体制強化加算	6円	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士のうち、勤続年数3年以上の職員がいる場合 ※20分1回につき6円、40分の場合12円、1時間の場合18円

③交通費について

実施地域内の場合は、無料です。

実施地域以外の場合、実施地域から超えてご自宅までの距離により20円/1kmで計算いたします。

④キャンセル料について

サービス利用当日のキャンセルについては、利用者負担金のお支払いをお願いします。

但し、利用者の容態急変、緊急時のやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

連絡先(電話)0968-46-6111

担当:田中

太陽 介護予防訪問リハビリテーション 料金表

平成30年4月施行

① 利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。詳しくは訪問リハビリテーション担当者へお尋ねください。

① 利用料金	負担割合		
	1割	2割	
基本料金	290円	580円	20分1回の場合
	580円	1,160円	40分の場合
	870円	1,740円	1時間の場合

②加算料金(※負担割合2割の場合は、その倍額となります)

リハビリテーションマネジメント加算	230円	医師がリハビリ職員に対し、サービスの実施に当たっての目的や留意事項などの指示を行い、かつリハビリ職員が介護支援専門員を通じて、従業者に日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合に算定(1月に1回算定)
短期集中リハビリテーション実施加算	200円	退院(所)日、または認定日より3月以内
サービス提供体制強化加算	6円	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士のうち、勤続年数3年以上の職員がいる場合 ※20分1回につき6円、40分の場合12円、1時間の場合18円

③交通費について

実施地域内の場合は、無料です。

実施地域以外の場合、実施地域から超えてご自宅までの距離により20円/1kmで計算いたします。

④キャンセル料について

サービス利用当日のキャンセルについては、利用者負担金のお支払いをお願いします。

但し、利用者の容態急変、緊急時のやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

連絡先(電話)0968-46-6111

担当:田中